

『2024年版 史上最強の宅建士テキスト』お詫びと訂正

本書で記載されている内容に誤りがありました。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

P241 過去問で集中講義/解説⑤

誤) ●遺贈を登記原因とする所有権の移転の登記に関して別段の定めはないため、登記権利及び登記義務者が共同してすることになります。 答え【○】

正) ●ただし、相続人に対する遺贈については、登記権利者の単独申請を認めています。登記権利者は、単独で登記を申請することができます。 答え【×】